

# 京都市駐車場整備地区における 駐車場整備計画(素案)

概要版

# 駐車場整備計画と京都市のまちづくりとの関係

平成22年1月に策定された「歩くまち・京都」総合交通戦略は、クルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」ことを中心に公共交通を生かしたまちと暮らし、脱「クルマ中心」社会に力強く転換することを基本理念としており、今後は、この理念に基づきながら、京都市の新しいまちづくりが進められます。

クルマの利用と大きな関わりのある駐車施設のあり方も、この理念に基づき、自動車利用抑制の観点に立って、これまでの考え方を見直していく必要があります。

新たな駐車施設のあり方については、これまで、京都市駐車場整備連絡協議会において議論を重ねて参りましたが、このたび、協議会での検討結果を踏まえ、京都市全域の駐車場政策のマスタープランである「京都市駐車施設に関する基本計画」（以下「駐車施設基本計画」と「駐車場整備地区」における駐車場整備の計画である「京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画」（以下「駐車場整備計画」）の改定素案をとりまとめました。

この「駐車施設基本計画」と「駐車場整備計画」は、「歩くまち・京都」総合交通戦略の理念を踏まえ、京都市における新たな駐車施設のあり方を示したものです。今後は、両計画を推進するため、駐車場法、大規模小売店舗立地法等による施策の改革・充実や、駐車施設の整序化を図る新たな条例等の制定を検討し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を支えます。

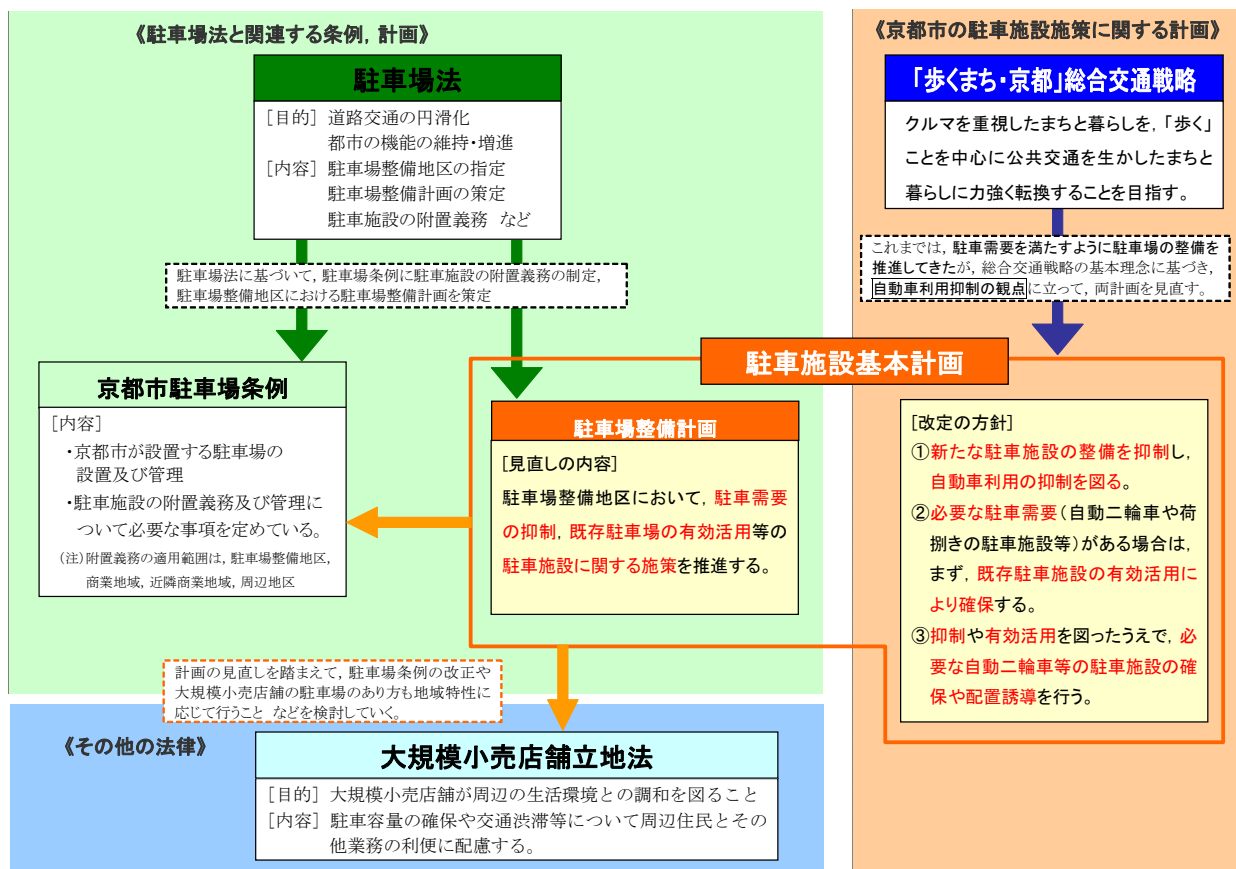


図 駐車施設基本計画と駐車場整備計画の改定の位置づけ

# 目次

1	路外駐車場の整備に関する基本方針	1
(1)	駐車場整備地区における駐車問題の現況	1
ア	駐車場整備状況	1
イ	平日ピーク時の駐車場駐車台数と空き台数	1
ウ	平日路上駐車状況と駐車容量	1
エ	休日ピーク時の駐車場駐車台数と空き台数	1
オ	休日路上駐車状況と駐車容量	1
カ	自動二輪車の駐車、路上駐車状況	1
(2)	基本方針	2
2	路外駐車場の整備の目標年次及び目標量	3
(1)	目標年次	3
(2)	目標量	3
ア	現況駐車需要量	3
イ	将来駐車需要量	3
ウ	駐車場整備目標量	3
3	駐車場整備計画の推進に必要な施策	4
(1)	自動車利用の抑制を図る駐車場施策	4
ア	附置義務制度による駐車施設の整備	4
イ	公共交通利用促進策の計画・実施に対する附置義務の引き下げ	4
ウ	地域特性に応じた駐車施設整備に関する基準等の策定	4
(2)	既存の駐車場を有効に活用する施策	5
ア	既存駐車場から自動二輪車駐車場への転用	5
イ	共同荷捌きスペースの確保	5
ウ	駐車場案内システムの高度化	5
(3)	自動車利用（駐車需要）の抑制や既存の駐車場の有効活用を図ったうえで必要となる 自動二輪車等の駐車場を確保する施策	5
ア	自動二輪車駐車施設の附置義務制度の適用	5
イ	附置義務制度による配置誘導	5
4	主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要	6



# 1 路外駐車場の整備に関する基本方針

駐車場整備地区の駐車容量は、平日、休日とも、ピーク時間の駐車需要に対して充足しています。

## (1) 駐車場整備地区における駐車問題の現況

### ア 駐車場整備状況

駐車場整備地区内には、附置義務等で設備された店舗や事務所の専用駐車場が約 6,700 台と、時間貸駐車場（コイン駐車場含む）が約 11,900 台あります。さらに、月極等その他が約 7,200 台あり、合わせて約 25,800 台整備されています。

### イ 平日ピーク時の駐車場駐車台数と空き台数

ピーク時における瞬間的な駐車場の駐車台数は約 11,700 台で、このうち時間貸駐車場の駐車台数は約 6,000 台です。このため、時間貸駐車場のピーク時の空きスペースは約 5,900 台です。

### ウ 平日路上駐車状況と駐車容量

ピーク時の路上駐車車両は約 1,100 台であり、時間貸駐車場の空きスペースに收容することが可能です。

### エ 休日ピーク時の駐車場駐車台数と空き台数

ピーク時における瞬間的な駐車場の駐車台数は約 12,500 台で、このうち時間貸駐車場の駐車台数は約 7,200 台です。このため、時間貸駐車場のピーク時の空きスペースは約 4,700 台です。

### オ 休日路上駐車状況と駐車容量

ピーク時の路上駐車車両は約 700 台であり、時間貸駐車場の空きスペースに收容することが可能です。

### カ 自動二輪車の駐車、路上駐車状況

平日ピーク時における自動二輪車の駐車場利用台数は約 170 台であり、その時間における自動二輪車の路上駐車台数は約 30 台です。また、休日ピーク時における駐車場利用台数は約 280 台であり、その時間における自動二輪車の路上駐車台数は約 20 台です。

## (2) 基本方針

### **駐車場整備地区の現状**

駐車場整備地区では、平成9年2月に「京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画」を策定し、必要とされる自動車の駐車需要に対し、御池地下駐車場や京都駅ビル駐車場等の大規模駐車場整備や附置義務制度による駐車場の整備を図ってきました。このため、駐車場整備地区内の駐車場の箇所数・駐車容量は大幅に増加し、路上駐車等の駐車問題は軽減しました。しかし、自動二輪車の路上駐車や荷捌き車両による歩行者の安全・快適性の低下といった問題も依然として残っています。

### **京都市の交通政策・駐車場政策の転換**

このような状況のなか、京都市では、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしの実現を目指すことを基本理念とした「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定するとともに、京都市の駐車場政策に関するマスタープランである「駐車施設基本計画」の見直しを進めています。この駐車施設基本計画では、基本方針として、駐車需要を抑制し、駐車施設の有効活用と将来の適切な配置を促すことにより、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしの実現を目指しています。

### **駐車場整備計画の基本方針**

これら「歩くまち・京都」総合交通戦略及び駐車施設基本計画の基本方針のもと、歴史的都心地区をはじめとする駐車場整備地区を、人と公共交通を優先する地区として、駐車場の適正な配置など、「歩いて楽しいまち」にふさわしい駐車場の整備、配置を検討する必要があります。

本駐車場整備計画は、駐車施設基本計画の基本方針に従い、駐車場の適切な配置誘導を進めていくとともに、駐車需要の抑制を図ったうえで、なお必要となる駐車場については、既存駐車場の有効活用等によって、必要な量の駐車場を必要な場所に確保するマネジメントを推進していくことを目的としています。

#### **【歴史的都心地区の位置づけについて】**

駐車場整備地区のうち、歴史的都心地区(四条通, 河原町通, 御池通, 烏丸通で囲まれた地区)は特に自動車流入を抑制する地域であり、適切な駐車場の確保・配置が必要な地区です。

## 2 路外駐車場の整備の目標年次及び目標量

### (1) 目標年次

目標年次は、平成32年（2020年）とします。

### (2) 目標量

将来においても駐車需要が大幅に増加することは見込まれませんが、「歩いて楽しいまち」にふさわしい駐車場の整備、配置を実現するため、公共交通の利用促進策等と連携しながら、駐車需要の抑制を図ったうえで、なお必要な量の駐車場を、必要な場所に確保し、駐車場整備地区全体として適切な駐車容量を確保していくものとします。

## ア 現況駐車需要量

現状（平成20年）のピーク時の駐車需要は、路上駐車を含めると約7,000台となります。

## イ 将来駐車需要量

将来人口の推計や免許保有者の現状を考慮すると、将来的に自動車交通量が大幅に増加することは見込まれません。

## ウ 駐車場整備目標量

現状では、想定される駐車需要に対し、駐車容量は充足しています。しかし、「歩いて楽しいまち」にふさわしい駐車場の整備、配置を実現するためには、公共交通の利用促進策等と連携しながら、駐車需要の抑制を図ったうえで、なお必要な量の駐車場を必要な場所に確保する必要があります。

このため、駐車場整備計画では、駐車施設基本計画の基本方針に基づき、駐車需要の抑制を図ったうえで必要な量の駐車場を必要な場所に確保し、駐車場整備地区として、適切な量を確保していくこととします。

### 3 駐車場整備計画の推進に必要な施策

駐車場整備計画を推進するための施策については、駐車施設基本計画の基本方針に基づき、「自動車利用の抑制を図る駐車場施策」、「既存の駐車場を有効に活用する施策」、「自動車利用（駐車需要）の抑制や既存の駐車場の有効活用を図ったうえで必要となる自動二輪車等の駐車場を確保する施策」に分類し、推進していくこととします。

#### (1) 自動車利用の抑制を図る駐車場施策

建築物の用途、立地条件及び公共交通の利用促進策を考慮した、駐車需要の実態に見合った附置義務の見直しや、地域特性に応じた駐車施設整備に関する基準等の策定を検討します。

#### ア 附置義務制度による駐車施設の整備

駐車施設は、駐車需要の原因者が確保するのが原則です。このため、「京都市駐車場条例」に基づいて、附置義務制度による駐車施設の整備を図ります。

また、附置義務制度については、建築物の用途に見合った適切な駐車容量が確保されるよう、建築物の特定用途の区分<sup>※</sup>の細分化を推進します。

※附置義務制度における建築物の特定用途とは、劇場、百貨店、事務所、観覧場その他の駐車場法施行令第18条に規定する用途をいい、京都市駐車場条例においては、特定用途で一律の、面積に応じた駐車容量の整備が義務づけられています。

#### イ 公共交通利用促進策の計画・実施に対する附置義務の引き下げ

歴史的都心地区及び京都駅をはじめとした鉄道駅周辺において、建築物の整備時に公共交通利用の促進策を併せて計画・実施することに対して、附置義務の引き下げを図ります。

#### ウ 地域特性に応じた駐車施設整備に関する基準等の策定

駐車施設の整備において、交通手段の分担状況やまちづくりの方向性などを踏まえた地域特性に柔軟に対応するため、地域特性に応じた駐車施設整備に関する基準や仕組みの策定を検討します。

## (2) 既存の駐車場を有効に活用する施策

既存の駐車場については、駐車施設の改善や駐車場案内システムの高度化により有効活用を図ります。

### ア 既存駐車場から自動二輪車駐車場への転用

既存駐車場の駐車マスの一部を自動二輪車用に転用するとともに、駐車場内の普通車の駐車マスとしては確保できない空きスペースを、自動二輪車用の駐車マスとすることで、自動二輪車駐車場の確保を図ります。

#### イ 共同荷捌きスペースの確保

中小規模の店舗については、荷捌きスペースが確保されていないこともあるため、既存駐車場の活用による共同荷捌きスペースの確保や運用ルールを公共、民間の連携のもとで検討し、荷捌きの実態に応じた荷捌き車両対策を検討します。

#### ウ 駐車場案内システムの高度化

駐車場探しのうろつき交通の削減や、既存駐車場の利用向上のため、公共と民間の駐車施設の協力体制のもと、提供する情報の内容等について検討し、カーナビゲーションやインターネットを通じて公共・民間の駐車施設の情報を一体で提供できるシステムの構築を図ります。

## (3) 自動車利用（駐車需要）の抑制や既存の駐車場の有効活用を図ったうえで必要となる自動二輪車等の駐車場を確保する施策

自動二輪車等の都市交通の一端を担う交通手段に対応するため、自動車利用（駐車需要）の抑制や既存駐車場の有効活用を図ったうえで必要となる駐車場の確保を図ります。

### ア 自動二輪車駐車施設の附置義務制度の適用

駐車需要の原因者が駐車施設を確保するという観点に立ち、自動二輪車駐車施設の附置義務制度の適用を図ります。

#### イ 附置義務制度による配置誘導

附置義務制度において、歴史的都心地区への自動車流入を抑制するため、地区周辺部の駐車場を隔地制度<sup>※</sup>による駐車場として有効活用し、歴史的都心地区からその周辺部へ配置誘導することを促します。また、隔地制度による確保を促すため、隔地制度における距離の制限の緩和を図ります。

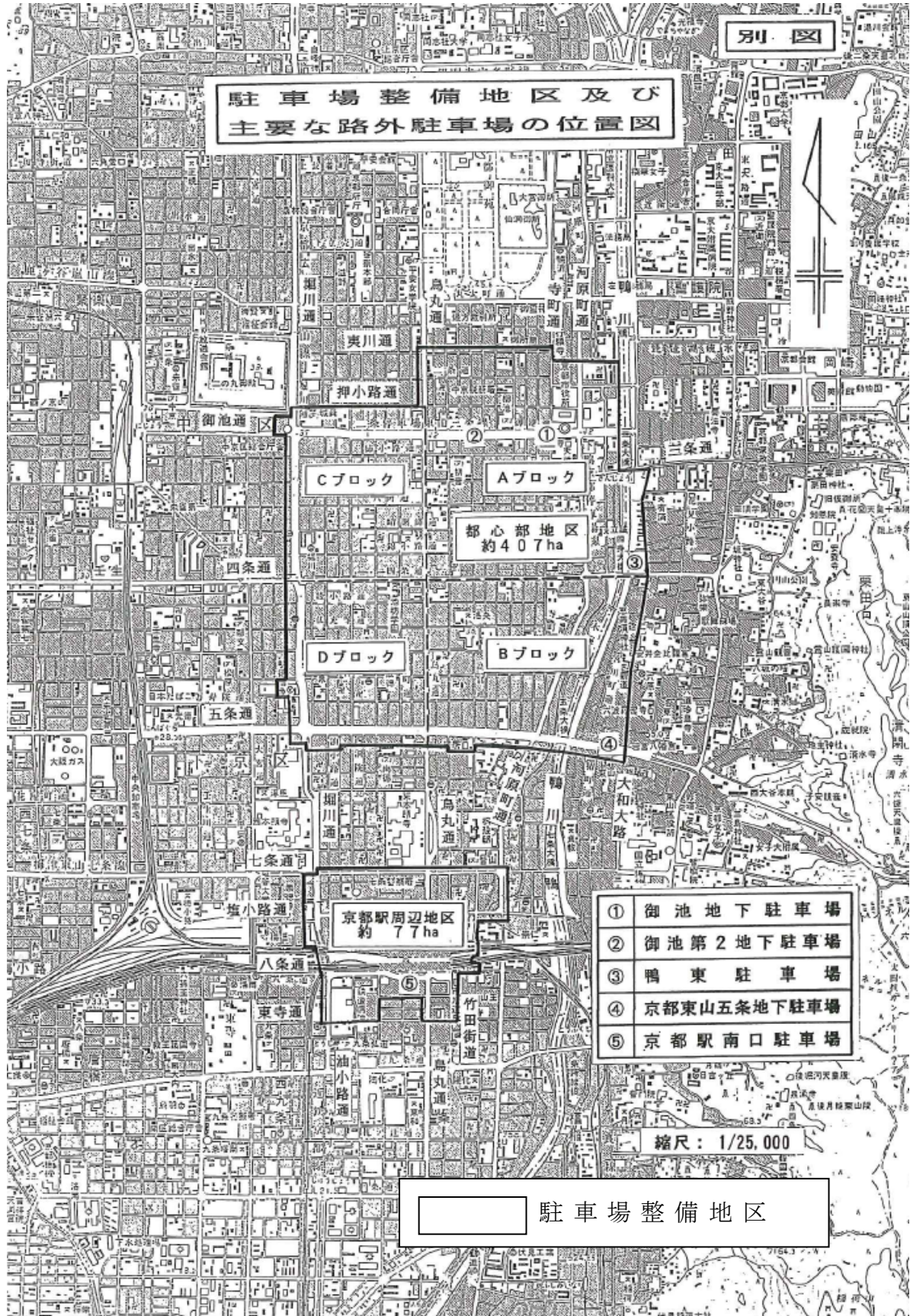
※隔地制度：京都市駐車場条例において、附置義務制度によって整備が義務づけられる駐車施設が、施設の敷地内に設置することが困難であると認められる場合に限り、おおむね200m以内の場所に確保することができる制度です。



## 4 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要

駐車場整備地区において、駐車需要の抑制を図ったうえで必要な駐車場が、既存の駐車場の有効活用や附置義務制度の適用を図っても不足する場合は、公共駐車場の整備の検討が必要となりますが、現状においては、駐車需要に対して駐車容量が充足しているため、事業化していない京都東山五条地下駐車場（仮称）や京都駅南口駐車場（仮称）については、計画した時点からの状況の変化や、「歩く」ことを中心とした新たなまちづくり方針にも配慮しながら、その必要性を再検討します。

駐車場整備地区及び  
主要な路外駐車場の位置図



駐車場整備地区



京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画(素案)に対する意見提出用紙

「京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画(素案)」に対する御意見をお聞かせ下さい。  
お寄せいただいた御意見などにつきましては、内容を公表する場合がありますので、あらかじめ御了承  
ください(氏名等は公表しません)。

また、御意見等に対しましては、個別に回答はしませんので併せて御了承ください。

【募集期間】平成22年2月17日(水)～3月9日(火)

【応募方法】郵送、FAX、ホームページで受け付けます。

【お問合せ・応募先】

京都市 都市計画局歩くまち京都推進室

住所:〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話:075-222-3483 FAX:075-213-1064

ホームページ : <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-5-0-0-0.html>

1) 路外駐車場の整備に関する基本方針(p1～p2)について、御意見をお聞かせください。

2) 路外駐車場の整備の目標年次及び目標量(p3)について、御意見をお聞かせください。

3) 駐車場整備計画の推進に必要な施策(p4～p5)について、御意見をお聞かせください。

4) 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要(p6～p7)について、御意見をお聞かせください。

5) その他御意見があれば、お聞かせください。

(差し支えなければ下欄にも御記入ください。)

お住まい又は 勤務先の行政区	京都市 区	職業又は 所属団体等	
氏 名		性別 男・女	年齢 歳